

上 場 会 社 代 表 者 各 位

株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 竹田 正樹

「平成28年熊本地震による被災企業に関する有価証券上場規程の特例」等の制定について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所は、「平成28年熊本地震による被災企業に関する有価証券上場規程の特例」等の制定を行い、平成28年5月31日から施行しますので、ご通知申し上げます。

（詳細は、規則改正新旧対照表を名証のホームページ（<http://www.nse.or.jp>）に掲載しておりますのでご覧ください。）

今回の改正は、本年4月14日より発生している平成28年熊本地震により被災した企業の復興を支援し、もって我が国経済の活性化に寄与する観点から、平成28年熊本地震の被災により経営に打撃を受けた上場会社の上場管理や上場申請（予定）会社の新規上場において柔軟な対応を可能にするため、震災の影響に配慮した特例を新設するものです。

制定の概要は、下記のとおりです。

記

1. 制定概要

（備 考）

(1) 上場審査基準の特例

① 監査意見

- ・上場申請会社において、平成28年熊本地震により直前事業年度における監査報告書に「限定付適正意見」が記載されている場合も基準を充足するものとします。

・平成28年熊本地震による被災企業に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）第2条第1項等

(2) 上場廃止基準の特例

① 債務超過

- ・上場会社が、平成28年熊本地震による特別損失の発生に起因して債務超過の状態となった場合は、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。

・特例第4条第1項等

② 業績

- ・セントレックスの上場会社が平成28年熊本地震による特別損失の発生に起因して営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合（上場廃止の猶予期間に入っている上場会社については正とならなかった場合）は、その年度の業績は

・特例第4条第3項等

対象外とします。

|

2. 施 行 日

- ・平成28年5月31日から施行します。
- ・項番1.(2)については、平成28年4月14日以後に終了する事業年度から適用します。

以 上